

## 第25期佐世保市農業委員会第3回総会議事録

1 開催日時 令和5年8月28日(月) 13時30分から15時15分

2 開催場所 西地区コミュニティーセンター

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	廣瀬 忠之	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎典正
委員 4番	中里 政義	委員 13番	水口 一男
委員 5番	本城 充	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	磯本 安男	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀(会長)
委員 8番	手光 晴也	委員 17番	松永 信義
委員 9番	牟田 昇	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

2番 北村 憲治

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	永田 照雄	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	古川 清志	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 孝典	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	丸田 浩行	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	山中 幸治	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

なし

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 有富 暢一

事務局次長 小長 賢二

事務局係長 博多屋 孝昭  
事務局係長 天羽 孝太郎  
事務局主任主事 佐藤 拓磨

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

- 第15号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第16号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について  
第17号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農用地区域への編入について  
第18号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について  
第19号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第20号議案 農用地利用集積計画（案）について  
第21号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による要請（案）について  
第22号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について  
第23号議案 農業委員会等に関する法律第38条に基づく令和5年度国・県への意見（長崎県農業会議へ意見書提出（案））について
- 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 農地転用許可不要案件の受理について  
報告5 佐世保市土砂等による土地の埋め立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について  
報告6 非農地通知の発出について  
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

## 9 会議の概要

副会長 只今より、佐世保市農業委員会第3回総会を開会いたします。一、開会。  
会長挨拶。

会長 こんにちは。連日真夏日が続いておりますが、9号10号に続き11号台風も発生しております。直撃しそうな進路ですので、農作物の被害が出なければいいなと思っております。今日では第3回の総会、その後研修会並びに歓送迎会となっております。最後までお付き合いの方よろしく願いいたします。

副会長 それでは、②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は、2番北村憲治委員から欠席の届出が出ております。委員19名のうち18名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、5番 本城充委員、6番 磯本安男委員、補充として7番 川口勇二委員をお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第15号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第15号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明に入る前に、今回の6番の案件に関連しますので、その他事務局報告事項として本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。お手元に配付しています「その他1 違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

～説明～

それでは、第15号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、針尾地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、針尾中町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は1筆241㎡です。転用目的は分家住宅。権利は使用貸借権設定です。施設は住宅1棟、木造二階建、建築面積78.66㎡です。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは佐世保無線電信所3号電信所から南東に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地を行う。日照通風、建物高を9.2m程度に加減。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は分家住宅に該当します。

2番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の1筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は1筆787㎡です。転用目的は農家住宅。権利は使用貸借権設定です。施設は住宅1棟、木造二階建、建築面積113.44㎡です。耕作者なし。農地区分は農振内白地で、江上支所からおおむね500m以内の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは江上支所から北西に約520mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地を行う。日照通風、建物高を6.7m程度に加減。排水計画、雨水は溜枡から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は農家住宅に該当します。

3番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の2筆。地目は、登記畑、現況畑。面積は2筆合計1,434㎡です。転用目的は資材置場及び駐車場。権利は使用貸借権設定です。施設は資材置場441㎡、通路360㎡、作業スペース160㎡、駐車場12台、373㎡、その他法面100㎡です。耕作者あり。農地区分は農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらはJAながさき西海みかん選果所から南西に約1kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.7m、切土、最高0.7m通路拡張部分に盛土切土を行うが、法面保護を行うことから被害を及ぼす恐れはない。日照通風、緩衝地を約4m程度設ける。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要に該当します。

4番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、三川内本町の1筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は1筆223㎡です。転用目的は農機具敷地。権利は、所有権移転売買です。施設は、農機具敷地223㎡。併用地含め243㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で、三川内支所からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは三川内支所から北東に約280mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.1m、最低0.3m。切土最高0.3m。一割勾配で施工し、転圧作業を行うことから被害の恐れはない。日照通風、建築物を設けないことから、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要に該当します。

5番、早岐地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町の1筆。地目は、登記畑、現況畑。面積は727㎡です。転用目的は農家住宅。権利は使用貸借権設定です。施設は住宅1棟木造平家建、床面積124.21㎡。耕作者あり。農地区分は農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは佐世保東翔高校から南に約500mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.4m、切土最高1.5m。農機具置場への乗り入れ部分に盛土切土を行うが、法面保護を行うことから被害を及ぼす恐れはない。日照通風、建物の高さを7m程度に加減。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は農家住宅に該当します。

6番、柚木地区。こちらは先ほど違反転用事案報告させていただいた案件です。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、筒井町の1筆。地目は、登記畑、現況雑種地。面積は1筆62㎡です。転用目的は住宅保全のための植樹、住宅敷地の一部。権利は、所有権移転贈与です。施設は、土砂流出防止のための植樹。耕作者なし。農地区分は、農地区分は農振内白地で、10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは柚木支所から北に約520mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。使用開始から現在まで被害を及ぼしたことはないため、今後も被害を及ぼす恐れはない。日照通風、工作物を

設けず、植栽は剪定管理することから、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要に該当します。

7番、柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、上柚木町の1筆。地目は、登記畑、現況荒地。面積は1筆307㎡です。転用目的は分家住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟、木造二階建、床面積72.87㎡。耕作者なし。農地区分は、農地区分は農振内白地で、柚木支所からおおむね500m以内の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは柚木支所から北東に約520mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.3m。土留め工事を行うことから被害を及ぼす恐れはない。日照通風、建物高を7.5m程度に加減。排水計画、雨水は溜枡から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は分家住宅に該当します。

8番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉岡町の3筆。地目は、登記畑、現況遊休地。面積は3筆1,079㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場782.3㎡。通路300㎡。併用地含め計画全体面積1,082.3㎡です。耕作者なし。農地区分は、農地区分は農振内白地で、中里皆瀬支所からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは中里皆瀬支所から南東に約260mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.23m。工事の際には仮囲いを設置。盛土箇所には全面コンクリート舗装を行うため、土砂流出の恐れはない。日照通風、緩衝地を約0.68～1.71m程度設ける。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要に該当します。

6番の案件につきましては、関係する委員の方がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 6番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。6番柚木地区

8番 8番手光です。8月1日に山中委員、事務局、地権者の夫、行政書士と現地を確認しました。現地は住宅に隣接した畑ですが、斜面地となっております、住宅を建てた際に上の斜面から土が流れてくるのを防止するために木を植えたとのことでした。転用者と地権者は姉弟で、今回違反を是正して、所有権を移転するとのことでした。周辺にも農地は無く、問題ないと見てきました。以上です

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見ををお願いします。

山中委員 柚木地区の山中です。手光委員が言われたとおりで、問題はないと思います。以上です。

議 長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。6番の案件につきまして、許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 次に、残りの案件につきまして、審議いたします。地区担当委員の調査結果をお願いします。1番針尾地区。

1 番 1番の廣瀬です。8月21日に永田推進委員と事務局とで現地調査に行きました。借受人から見て貸渡人は、祖父にあたり、申請地は現在作付けされておらず、前に借受人の母の家があります。周辺に与える影響は、日照通風とも問題はないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見ををお願いします。

永田委員 針尾地区の永田です。廣瀬委員が言われたとおりで問題はありません。以上です。

議 長 2番、3番江上地区。北村農業委員が欠席のため代って宮地区阿波委員より報告願います。

3 番 3番の阿波です。江上地区北村委員に代わって報告いたします。8月26日に古川委員と現地を確認してきました。先ず、2番の現地は、基盤整備された地域の一番奥の端になっています。今年の2月に農振から除外された場所です。借受人と貸渡人は親子関係にあたり分家住宅になっており被害防除計画に則り施行していただければ特に問題はないと見てきました。続きまして、3番の案件ですが、この案件も借受人と貸渡人は親

子関係にあたます。横の土地もすでに資材置き場になっていまして、隣接する農地も荒地ですので問題はないと見てきました。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。委員が言われたとおり問題はないと思います。以上です。

議長 次に、4番三川内地区。

4番 4番の中里です。8月23日に迎委員と現地を確認しました。現地は譲受人の家の裏にありまして、被害防除計画どおり実施していただければ問題はないと思いました。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎委員 三川内地区の迎です。中里委員の言われたとおり問題ないと見てきました。以上です。

議長 次に、5番早岐地区。

5番 5番の本城です。8月21日に久野推進委員と事務局と現地調査に行きました。借受人と貸渡人は親子関係にあたります。申請地の下に実家がありまして、直ぐ上に農家住宅を建設すると聞いています。貸渡人は、農業従事者で周辺には農地はありますが、被害防除計画どおり施行していただければ問題はないと見てきました。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。本城委員が言われたとおり、住宅建設に問題はないと思います。

議長 続きまして、7番柚木地区。

8番 8番手光です。8月23日に山中委員、事務局と現地を確認しました。譲受人と譲渡人は親子関係です。申請地は草刈り程度しかされておらず、耕作されていない状況です。住宅が建ったとしても周辺に与える影響は日照、通風とも問題はないと見てまいりました。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

山中委員 柚木地区の山中です。先ほど、手光委員が言われたとおりで、住宅を建てても問題はないと思います。以上です。

議 長 続きますて、8番中里地区

11番 11番の近藤です。8月24日に、永田委員と現地を見てきました。現地の下は、荒地になっており両脇は住宅が建っております。被害防除計画どおり施行していただければ問題はないと思いました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見ををお願いします。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員が言われたとおりで問題ありません。以上です。

議 長 以上の案件について、ご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。6番以外の案件につきまして、許可相当として県に進達いたします。  
次に、第16号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第16号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明いたします。

1番、鹿町地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町中野の1筆の一部。地目は、登記田、現況田。面積は9.68㎡です。転用目的は通路。権利は、賃借権設定です。施設は、通路、併用地含め19.69㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地に該当します。参考事項としまして、こちらは船ノ村浄水場から東に約210mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画は切土最高0.3m、最低0.1m。道幅を広げるために石垣部分を切り、鉄板を敷く。切土部分には土留め工事を行うため被害を及ぼす恐れはない。日照通風、建築物は設けないため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は、生じない。添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、鉄板を除去し、再度石積みを行い、復元を行う。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番鹿町地区。



1 8 番 1 8 番内野です。8 月 2 3 日に松田委員と現地を確認してきました。ここは以前にも平成 2 2 年と平成 2 8 年に申請がされておりまして、風力発電の工食用道路拡張工事です。完了後、復元をされるということですので問題はないと思います。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

松田委員 鹿町地区の松田です。内野委員が言われたとおりで問題はありません。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。1 6 号議案につきまして、許可相当として県に進達いたします。

次に、第 1 7 号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第 1 7 号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、ご説明いたします。

1 番、針尾地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、針尾西町の 3 筆。地目は、登記原野、山林、現況、畑。面積は 3 筆合計 1, 5 3 9 m<sup>2</sup>で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、特別養護老人ホーム佐世保福寿園付近で、変更理由は、記載のとおりです。

2 番、宮地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、宮津町の 1 筆。地目は、登記畑、現況、畑。面積は 1 筆 9 8 9 m<sup>2</sup>で、対象作物はみかんです。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域（樹園地）です。こちらは、宮津公園付近で、変更理由は、記載のとおりです。

以上、農用地区域への編入の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課に回答します。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1 番針尾地区。

1 番 1 番の廣瀬です。8 月 2 1 日に永田委員と事務局で現地を確認してきました。現地は

みかんを栽培しておりまして、農用地区域への編入は特に問題ないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

永田委員 針尾地区の永田です。廣瀬委員の説明のとおりで問題はないと思います。以上です。

議 長 2番宮地区。

3 番 3番の阿波です。8月25日に坂口委員と現地を確認してきました。農用地区域への編入は特に問題ないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおり問題はありません。以上です。

議 長 それでは、17号議案につきまして何かご意見等ございませんか。

15 番 15番の西尾です。2つの案件のことで共通した質問ですが、何年ごろからみかんは栽培されていますか。

1 番 1番の廣瀬です。覚えていませんが、構造改善事業の時だったと思います。

3 番 3番の阿波です。7、8年前からミカンの栽培をしています。

15 番 15番西尾です。いろんな補助事業等に関係することに農振内農用地という条件がありますので、農業委員は地域の農業者に対して今後よく周知をされた方がいいと思います。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第17号議案の案件につきましては、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。

次に、第18号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第18号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、ご説明いたします。

1番、吉井地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町踊瀬町の2筆。地目は、台帳田、現況遊休農地。面積は1,509㎡です。転用目的は資材置場用地です。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、下橋川内町内会公民館付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で、資材置場用地です。

2番、鹿町地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町町口ノ里の1筆の一部。地目は、台帳原野、現況原野。面積は580㎡です。転用目的は、駐車場です。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は非農地です。こちらは、口ノ里公民館付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で駐車場用地です。

以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課に回答します。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番吉井地区。

13番 13番の水口です。8月24日に現地を確認してきました。案件は、前所有者が耕作放棄をされた農地です。今後農地転用の申請がなされる予定ですが、この地域は30年前に全体的な基盤整備が行われた地域ですが、案件の土地は除外された地域で現在荒れた農地になっていまして、問題はないと思います。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。今、水口委員の説明のとおりです。問題ないと思います。以上です。

議長 次に、2番鹿町地区。

18番 18番内野です。8月23日に松田委員と現地を確認してきました。この土地は既に非農地になっておりまして、何ら問題はないと思います。以上です。

議長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

松田委員 鹿町の松田です。内野委員が言われたとおり問題ありません。以上です。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第18号議案は審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。次に、第19号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第19号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、三川内町の4筆、地目は登記畑、現況原野。面積4筆合計1,339㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。本案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番三川内地区

4 番 4番の中里です。一月前に相談があり、7月8日に迎委員と現地を見てきました。この農地は現在荒れています。佐賀県の方ですが、整地などして耕作をしたいということで私たちも喜んでるところです。その譲受人の経営状態も良好とのことですので、是非お願いしたいと思っておりますし、問題はありません。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎 委 員 三川内の迎です。7月8日に中里委員、譲受人とも立会しました。中里委員が言われたとおり、譲受人が荒れた農地の解消をするということで大いに歓迎しているところです。問題ありません。以上です。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第19号議案の案件につきましては、許可することといたします。  
次に、第20号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第20号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。  
利用権の設定は、江上地区1件、相浦、九十九地区10件、世知原地区1件の合計12件。所有権の移転は、江迎地区1件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。  
以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第20号議案はすべて承認されましたので、この調査結果を農業会議へ報告いたします。  
次に、第21号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による要請(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第21号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による要請(案)について、ご説明いたします。要請(案)につきましては、宮地区2件、鹿町地区1件の合計3件が計画されています。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。  
以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第21号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による要請（案）につきましては承認されましたので、審議結果を農業委員会意見として農地中間管理機構へ要請いたします。

続きまして、第22号議案農地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、第22号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきましては、針尾地区1件、宮地区13件、柚木地区2件、世知原地区1件の合計17件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、3番につきまして、委員の案件になります。ご審議よろしくをお願いいたします。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 3番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは、意見質疑に入りたいと思います。ご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。3番の案件につきまして、承認されましたので、(案)を削除願います。

委員は入室願います。

～委員入室～

議長 それでは、3番以外の案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。3番以外の案件につきまして、(案)を削除願います。

議 長 次に、第23号議案 農業委員会等に関する法律第38条に基づく令和5年度国・県への意見(長崎県農業会議へ意見書提出)(案)について事務局の説明をお願いします。

事務局 第23号議案 農業委員会等に関する法律第38条に基づく令和5年度国・県への意見(長崎県農業会議へ意見書提出)(案)について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第38条に、農業委員会は、関係行政機関等に対して、「農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」と定められております。

先月、第14号議案におきまして、令和5年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書についてご承認いただきました。第14号議案は佐世保市に対する意見書でしたが、本第23号議案は、国および県への意見として長崎県農業会議に提出するものです。

本案は佐世保市に対するものと同時に3月に委員の皆様調査票をお配りして、国、県への意見として提出していただいたご意見を集約して作成をしたものです。一部、市に対するものとしていただいたご意見でも、国、県に対して提出すべきと考えられるものにつきましては、本案に取り入れさせていただいております。

様式が設問形式になっておりまして、全体で5つの設問から成っておりますことから、ご意見を各設問に当てはめて回答を作成しております。

全文読み上げますと長くなりますので、設問のタイトルと意見の概要を申し上げます。

設問の1つ目が、「担い手への農地の集積・集約化について」でございます。

「農地中間管理機構と中山間地域の農業について」として、中山間地域を多く抱えた佐世保市の地理的状況に見合った施策についての意見を提出します。

設問の2つ目は、「遊休農地の発生防止と解消について」です。

これに対しましては、「農地の利用状況調査等を実施する際の方策について」としてドローン等を使った利用状況調査への支援を求めます。「農地の固定資産税の軽減について」では、遊休農地対策として、税制による耕作への誘導策を提言します。

「農家への直接支払制度について」および「農業用資材の高騰対策および農業機械等に対する支援について」では、これらの農業への経営支援策が農家を下支えし、農地の荒廃を防ぐ事になるため、支援の充実を求めます。

設問の3つ目は、新規参入の促進についてです。「農地法第3条下限面積要件撤廃(新規就農者への規制緩和)について」で、新規参入促進のためにも、不正を許さな

い法整備の必要性について訴えます。「新規就農対策について」では農業関係への進学時の助成制度を提案します。

設問の4つ目は、地域計画の策定と実現についてです。「緊急対策交付金について」では、地域計画策定のための交付金を使い勝手が良くなるよう改善を求めます。さらに「タブレット端末について」として、タブレット端末が委員一人に一台の体制となるよう追加の支援を求めます。

設問の5は「その他」になりますが、「地域営農組合組織への支援について」、「スマート農業について」、「二毛作の推進について」の3つの項目を提言しております。

以上が、長崎県農業会議へ提出する意見（案）です。

なお、意見の提出につきましては送付いたしますので、提出にあたっての立ち合い等は必要ありません。

以上、第23号議案に関しまして、よろしくご審議お願いいたします

議 長            それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委 員            （なし）

議 長            ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員        （挙手多数）

議 長            賛成多数ですので、第23号議案は、承認されましたので、国、県へ佐世保市農業委員会に意見として長崎県農業委員会へ提出いたします。

これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。

事務局の報告をお願いします。

事 務 局        事務局です。

報告1        農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2        農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3        農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4        農地転用許可不要案件の受理について

報告5        佐世保市土砂等による土地も埋め立て等に関する指導要綱に係る事前審査開催状況について

報告6        非農地通知の発出について

報告7        農用地利用集積・配分計画解約通知について

内容に関しましては、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。



議 長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【違反転用事案報告について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第3回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。